渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託公募型プロポーザル募集要領をここに公布する。

令和元年７月３日

渡名喜村長

渡名喜村要領第３１号

渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託

公募型プロポーザル募集要領

**1．事業の概要**

（１）事業名　渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託

（２）事業の目的及び内容

　　渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託仕様書（以下「別紙4仕様書」という。）のとおり。

（３）業務内容：別紙4仕様書のとおり

**2．委託限度額**

金１６，３９０千円以内（消費税込）

但し、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なる場合がある。

**3．審査委員会の設置**

プロポーザルの審査を公平に行い、契約の相手先となる候補者を選考するために、「渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置します。

**4．契約相手の選定方法**

　提出された資料を基にした資料口頭説明会を実施します。当説明会には選定委員が出席し、あらかじめ定められた比較表を元に採点したのち、選定委員会を開催します。選定委員会では、公正な審査を行い、最終的に１社を渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託随意契約候補者（以下、「候補者」という。）として選定します。

　業務委託の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後は、候補者と村は、提案書の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が整わない場合は、選定委員会において次点者に選定されたものが、改めて村と交渉を行います。

**5．資格要件**

　参加者の資格要件は次のとおりです。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）渡名喜村が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（４）暴力団関係事業者等であることにより、渡名喜村が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

（５）暴力団関係事業者等でないこと。

（６）沖縄県内に本店又は営業所等を有する者であること。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。

（８）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

**6．参加申し込み**

プロポーザルに参加したい事業者は、参加表明書等（様式1～３、様式６）添えて申し込みをしてください。申し込みにあたって提出する資料を次表に示します。

［提出書類、様式及び提出部数など］

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 様式番号 | 提出書類の名称 | 規格 | 提出部数 |
| 様式１ | 参加表明書 | A４綴り  A4綴り | **1部** |
| 様式２ | 会社概要 | **1部** |
| 様式３ | 業務実績一覧 | **1部** |
| 様式６ | 業務実施体制と専任担当者 | **１部** |
| － | 提案書 |  |
| **８部** |
| 別紙５ | 誓約書 | A４綴り | **１部** |
| － | 見積書 | **1部** |

1. 参加表明書等
2. 提出物：・参加表明書（様式１）

・会社概要（様式２）

・業務実績一覧（様式３）

・業務実施体制と専任担当者（様式６）

1. 提出方法：　持参または郵送（書留郵便または配達証明に限る。）
2. 提出期限：　令和元年７月１９日（金）午後５時（必着）
3. 提出先：

〒９０１－３６９２　沖縄県島尻郡渡名喜村１９１７番地の３

渡名喜村教育委員会　教育行政課窓口

1. 提案書※
   1. 提案範囲：

別紙４「渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託仕様書」及び貴社提案の内容を全て反映した内容としてください。

1. 誓約書※
   1. 別紙５「誓約書」に従い提出願います。
2. 見積書※
   1. 別紙４「渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託仕様書」および貴社提案の内容を全て反映した内容としてください。

※（２）～（４）までの提出書類期限等

ア．　提出期限：令和元年８月２３日（金）午後５時（必着）

イ．　提出方法：持参または郵送（書留郵便または配達証明に限る。）

ウ．　提出先：

〒９０１－３６９２　沖縄県島尻郡渡名喜村１９１７番地の３

渡名喜村教育委員会　教育行政課

**7．口頭説明会及びプロポーザル入札日**

提出いただいた提案書を基にした口頭説明会を本村で実施します。資料をご提出いただいても当説明会への参加をしていただけない場合は辞退となります。

ア．　説明内容：提出済みの提案書についての説明及び質疑応答

* 1. 実施日時：令和元年８月２８日（水）午後１時より

午後1時半より各社３０分以内

ウ． 実施場所：渡名喜村役場２階会議室

**8．審査**

別途定める「渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業者選定プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

**9．審査結果**

審査結果は、令和元年９月３日（火）から一週間以内に全ての参加者に文書で通知します。

**10．日程（予定）**

1. 手続き開始の公表

６月１４日（金）

1. 参加表明書の提出期限

７月１９日（金）

1. 提案書提出者の選定（選定委員会開催）

７月２２日（月）

1. 選定通知及び提案書提出要請書送付

７月２２日（月）

1. 提案書の提出期限

８月２３日（金）

1. 資料説明会及びプロポーザル入札日

８月２８日（水）

1. 提案書の審査、受託者の特定（選定委員会開催）

９月２日（月）

1. 特定結果の通知

９月３日（火）から一週間以内

**11．契約手続き**

選定者が決定したときは、別途渡名喜村財務規則（昭和４９年規則第１号）の規定により契約手続きを行います。

**12．問い合わせ先**

渡名喜村教育委員会　教育行政課

担当者　比嘉　朗

ＴＥＬ０９８－９８９－２０１５／ＦＡＸ０９８－９８９－２３１３

**13．その他留意事項**

　　①　提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができないものとする。

　　②　参加表明書、提案書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

　　③　参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

　　④　提出された参加表明書及び提案書は返却しない。

　　⑤　提出された参加表明書及び提案書は、提案書の提出者の選定及び受託者の特定以外に提出者に無断で使用しない。

　　⑥　提出期限以降における参加表明書又は提案書の差し替え及び再提出は認めない

⑦　提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き変更できないものとする。

1. 提案書の提出は窓口への持参または郵送でも可能であるが、資料説明会へは必ず参加し資料内容の口頭説明を行うこと。